

第二章 最高裁判所裁判官国民審査

1. 最高裁判所裁判官国民審査分会会長及び審査分会長の職務を代理すべき者

審査分会会長		審査分会長	
住	所	氏名	住
福岡市赤坂町2丁目3番34号	田中実	田中実	福岡市古小鳥148の2
			氏名
			氏名

審査分会長に事故があるとき又は審査分会長が欠けたとき、その職務を代理すべき者

2. 審査に付される裁判官の氏名等調

氏名	住	所	生年月日	最高裁判所裁判官に任命された年月日
入江俊と いり え と し	東京都世田谷区新町2丁目388番地		明治34年1月10日	昭和37年8月30日
斎藤朔きた さい と う しか た	東京都中野区富士見町24番地		明治33年1月31日	昭和37年5月29日
長部謹吾 おさ べ くん ごと	東京都杉並区成宗2丁目711番地の6		明治34年4月1日	昭和38年4月5日
山田作之助 やま だ さくのすけ	東京都世田谷区北沢2丁目31番地の1		明治29年4月22日	昭和35年12月27日
城戸芳彦 き へ よし ひこ	東京都豊島区高松3丁目1番地		明治33年12月20日	昭和38年6月6日
石田和外 いし だ かつ と	東京都目黒区大原町6番地の2		明治36年5月20日	昭和38年6月6日
横田正俊 よこ た まさと し	東京都世田谷区成城町425番地		明治32年1月11日	昭和37年2月28日
草鹿浅之介 くさ かの あさのすけ	東京都豊島区高田本町1丁目1371番地		明治33年10月25日	昭和37年8月12日
五鬼上堅盤 ごきじょう けん ばん	東京都品川区大井石町5.021番地		明治30年1月1日	昭和36年8月26日

3. 審 査 公 報

最高裁判所判事

入いり

江

俊しゅん

郎らう

明治三四年一月一〇日生

主要経歴

- 一 東京都出身、大正一三年東大法学部卒業（在学中高等試験行政科合格）、同年内務省に入り、同一四年から昭和二年まで地方事務官として埼玉県庁に勤務した。
- 一 昭和二年六月内閣法政局参事官に任ぜられ、同九年から一四年まで行政裁判所評定官を兼任、同一四年法政局部長、同二〇年法制局次長となり、同二十一年三月から二十二年五月まで、幣原内閣オ一次吉田内閣の法制局長官として、日本国憲法制定に関与した。昭和二十二年五月貴族院議員に勅任され、同二十二年五月特に親任官の待遇を賜つた。
- 一 昭和二十三年四月国立国会図書館専門調査員に、同年七月衆議院法制局長に任ぜられた。
- 一 昭和二十七年八月最高裁判所判事に任ぜられ、同年一〇月国民審査を受けた。昭和三八年九月皇室會議議員に互選された。
- 一 その間多年、東大農学部、東京文理大、慶大、中大、日大等の講師として、憲法、行政法を講じた。昭和二十六年アメリカに、同三三年ヨーロッパ諸国に、同三八年フィリピンに出張し、国際會議に参列し、諸制度を視察した。

最高裁判所において関与した主要な裁判

私は昭和二十七年八月最高裁判所判事に任ぜられて以来一一年余、大法院およびオ一小法院の殆んどの裁判に関与したが、主要なものを左に特記する（数字は裁判言渡年月日）。

- 一 たばこ専売法違反無罪判決（三二、三、二八オ一小法院）
- 一 練馬事件（三三、五、二八大法院）
- 一 松川事件（オ一次上告審判決、三四、八、一〇大法院）
- 一 砂川事件（三四、一二、一六大法院）
- 一 強制調停の違憲性（三五、七、六大法院）
- 一 公安条例の合憲性（三五、七、二〇大法院）
- 一 平事件（三五、一二、八オ一小法院）
- 一 死刑執行方法の合憲性（三六、七、一九大法院）
- 一 深夜営業取締条例の合憲性（三七、四、四大法院）
- 一 入海事件（オ二次上告審判決 三七、五、一九オ一小法院）
- 一 弁解防禦の機会のないオ三者没収の違憲性（三七、一一、二八大法院）
- 一 学問の自由に関するボポロ劇団事件（三八、五、二二大法院）
- 一 松川事件（オ二次上告審判決 三八、九、二二オ一小法院）
- 一 白鳥事件（三八、一〇、一七オ一小法院）

裁判官としての信条

私は、憲法、法律に拘束されるほかは、良心に従い、不き独立の態度を保持し、条理にかなない実情に即した法律解釈の下に、憲法の保障する国民の基本的人權の擁護に努め、迅速適正な裁判を行うことを信条とする。

その他

私は、神を信じ、善良な社会人として謙遜且つ誠実に人生を送りたいと念願する。趣味としては読書のほか謡曲、短歌をたしなむ。

明治三十三年一月三十一日生

略 歴

大阪府高槻市富田町出身

大正二二年二月 高等試験行政科合格

同 年 四 月 高等試験司法科合格

一三年 四 月 東京帝国大学法学部法律科（独法兼修）卒業

一五年 三 月 判事（大阪地方裁判所、回区裁判所に勤務）

昭和 七年一〇月 司法書記官（司法省民事局オ三、オ二、オ一各課長を歴任）

一三年 七 月 欧米各国出張

一六年 八 月 司法大臣官房人事課長

二〇年 五 月 満洲国最高法院次長

同 年 七 月 満洲国司法部次長

二二年一〇月 弁護士（大阪弁護士会所属）

二四年 四 月 判事（大阪高等裁判所の刑事部の裁判長として勤務）

二八年 九 月 法学博士

三一年一二月 参議院法制局長

三七 年 五 月 最高裁判所判事

右のごとく、終戦前は民事裁判および司法行政の事務にたずさわり、終戦後は刑事裁判および立法に関する職務に従事してきた。短期間ではあつたが、弁護士としての経験も裁判官としての職責を果す上に、参考となつた。

最高裁判所で関与した主要な裁判

就任以来去る九月まで、松川事件の主任裁判官として、その処理に没頭してきた。多数意見の起案を担当し、なお、補足意見において、刑事裁判における事実認定に関する基本的な私の考え方を説明しておいた。とくに、自白がもつとも有力な証拠となつている事件においては、その信用性の評価はあくまで厳正公平でなければならぬのである。事実認定が裁判官の主観に不当に支配されないように反省し、その合理化と客観化に努めなければならないことは、次にかかげる私の諸論文でも強調しているところであつて、私の思索と研究と経験の成果によるものである。

主要な論文

事実認定論（昭和二九年五月出版） 裁判と裁判官の中立性（昭和二九年二月法律時報）

証拠収集手続の違法と証拠能力の関係（法曹時報六巻九号）

裁判官の良心（ジュリスト六八号） 自由心証の運用について（法曹時報七巻八号）

法と国家権力（一九五五年日本法哲学会年報） 養然性の濫用（法曹時報八巻六号）

專案の真相の究明（法曹時報一〇巻二号） 法原則の作用について（ジュリスト二一七号）

信 条

私の裁判官としての信条は、裁判の公正と中立性を確保し、法の支配を徹底することにある。事実の認定については、自由心証の運用に合理性と簡度を保持しなければならない。また、法規の解釈適用については、その違憲審査を適正にして、真の法の支配を確立しなければならない。以上の信条の下に、できるだけ迅速に事件の処理をすることが、裁判官の責務であると考えている。

最高裁判所判事

長

部

謹

吾

明治三四年四月一日 生

一 略 歴

- 大正一四年 三月 東京帝国大学法学部法律学科卒業
- 一二月 高等試験司法科合格
- 一五年 四月 司法官試補
- 昭和 二年 二月 検 事
- 一六年 九月 司法書記官
- 二一年 二月 大審院検事
- 二五年 二月 司法制度視察のため米国へ出張
- 二六年 二月 長野地方検察庁検事正
- 二七年 二月 東京高等検察庁次席検事
- 三一年 四月 最高検察庁検事
- 三二年 三月 高松高等検察庁検事長
- 三三年 九月 広島高等検察庁検事長
- 三四年 六月 最高検察庁次長検事
- 三七年 六月 司法制度視察のため欧州各国へ出張
- 三八年 四月 最高裁判所判事

二 最高裁判所で関与した事件

就任後日浅く、特記すべきものはない。

三 信 条

憲法の命ずるところに従い、法律と良心によつて、公正な良識ある裁判をすることを念願して
る。

明治二十九年四月二日 生

略 歴

大正 九年 七月 東京大学法学部法律学科卒業

九年 八月 司法官試補

一二年三月から一四年七月まで

東京神戸各地方裁判所判事歴任

一四年 八月 弁護士登録、神戸弁護士会入会以来三五年間神戸市において弁護士の業務に従事

昭和三年 四月 神戸弁護士会会長

(以上のように、大正一四年以来、専心、弁護士として終始してきたもので、その間神戸市人事院神戸商工会議所参与、その他会社の監査役、取締役、社会福祉法人の理事等を兼ねたが、いずれも、弁護士としての職分の一として兼務したにすぎない)

三五年一二月 最高裁判所判事

最高裁判所で関与した主要な裁判 (大法廷事件) に示した意見

昭和三五年(一)一〇二三号事件 (制限超過利息の支払)

利息制限法所定の制限をこえる金銭貸借上の利息、損害金を任意に支払ったときでも、制限をこえる金員は、当然残存元本に充当されるものと解すべきである(反対意見として)。

回三一年(一)三六三六号事件(団体等規正令違反)

団体等規正令は、憲法三一条等の趣旨に違反し違憲であるが、いわゆるポツダム政令であるから、平和条約発効前は有効として取り扱われるべく、同条約発効後これを適用することは違憲である(意見として)。

回三五年(一)六三六号事件(交通事故の報告義務)

事故をおこした者に事故発生の実を警察官に報告せしめる義務を課することは、いわゆる行政経済の立場から当然要求されるところで、右義務違反に対して行政秩序罰程度の軽微なる刑を科しても憲法三八条一項に違反しない(補足意見として)。

回三一年(一)二九七三号ボロボロ劇団事件(学問の自由)

憲法二三条にいう「学問の自由」には、教授その他の研究者の学問的研究およびその発表、教授の自由と共に、学生の学ぶ自由も含まれるものと解する。しかし、本件学生の暴行は違法性を阻却する緊急性があつたとは認められないから有罪である(補足意見として)。

回三六年(一)二六二三号事件(奈良県、ため池の保全に関する条例)

本条例によれば被告人等が先祖より伝えられている堤堰敷地の耕作権、右耕作権に基づき植栽する果樹、茶の木等は無償で没収されると同様の結果をきたすこととなる。かかる私有財産権の制限は法律の規定によることを必要とし、単なる県条例ですることは憲法二九条(財産権の保障)に違反し無効である(少数意見として)。

信 条

三五年にわたる在野法曹としての体験を生かし、厳に中立の立場に立ち、良心に従つて、法の下に、だれにでもわかる裁判をすることを念願としている。

明治三三年一月二〇日生

一 略 歴

- 大正二二年 五月 高等試験予備試験合格
- 一三年 三月 日本大学商科卒業
- 同 年 四月 法律評論社入社
- 同 年 一二月 高等試験司法科試験合格
- 一四年 五月 弁護士登録、法律評論社退社
- 至自 昭和同 一四年 五月 社団法人大日本作曲家協会法律顧問
- 至自 三八年 六月 社団法人日本音楽著作権協会法律顧問
- 至自 三三年 三月 文部省著作権審査会(昭和二七年六月以降は著作権審議会に改組)委員並
びに同省著作権制度調査会委員
- 至自 三八年 六月 社団法人日本蓄音機レコード協会法律顧問
- 至自 二四年 八月 文部省教科書出版資格審査会会長
- 至自 二五年 一〇月 文部省著作権法改正案起草審議会副委員長
- 同 年 一二月 法学博士
- 至自 二七年 四月 日本大学法文学部新聞学科講師
- 至自 三八年 六月 日本放送協会囀託
- 至自 三〇年 七月 文部省教科用図書検定調査審議会委員
- 三七年 三月 著作権法学会理事
- 同 年 同月 独乙シュトラウス賞を贈らる
- 至自 三八年 六月 文部省著作権制度調査審議会委員
- 同 年 同月 最高裁判所判事

二 著書(主要なもの)

著作権法研究(昭和一八年) 音楽著作権の研究(昭和二四年) 著作権法改正私案・文部省
(昭和二五年) 著作権条約の解説・文部省(昭和二八年) 著作権法と著作権条約(昭和
二九年)

三 関与した主要な裁判 就任後日浅く、特記すべき裁判はない。

四 信 条

若いころ、仏教の「衆生の恩」(心地観経)ということを私なりに解釈して深く感銘して、以来、
多少でも世に善与できる生がいを送りたいと念願している。
今回、はからずも現職に任命されたので、誠心誠意、裁判には謙虚な気持と厳正公平な態度で
臨み、国民に納得される裁判を心がけている。

五 趣 味

読書、旅行、なお囲碁、将棋を多少たしなむ。

明治三十六年五月二〇日 生

略 歴

- 昭和二年三月 東京帝国大学法学部政治学科卒業
 三年一二月 判 事
 福島、長野、東京各地方裁判所に歴任
 一六年九月 東京刑事地方裁判所部長
 二二年三月 司法大臣官房人事課長
 二二年一二月 最高裁判所事務局人事課長
 二四年六月 最高裁判所事務総局人事局長
 二五年六月 最高裁判所事務総局事務次長
 二七年三月 司法制度視察研究のため英国へ出張
 二八年三月 最高裁判所図書館長（兼務）
 三一年一二月 東京地方裁判所長
 三五年五月 最高裁判所事務総長
 三七年三月 東京高等裁判所長官
 三八年六月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した裁判

関与した裁判は、就任後日浅く、暫記すべきものがない。

信 条

私は日本人のひとりとして、世界の平和と人類の幸福をねがうとともに、日本文化の発展と各人の生活の向上を望む。そのためには何よりもまず各人が法の支配に服さねばならぬ。裁判の使命もここにあるものと思う。私は裁判官として、その使命の重いことをいつも忘れず、常に清明の心をもつて誠実、謙虚に仕事にはげまねばならぬと思つてゐる。

最高裁判所判事

横よ

田た

正まさ

俊とし

明治三二年一月二日生

略 歴

本籍地は長野県埴科郡松代町。出生地は北海道函館市。

- 大正一二年 三月 東京帝国大学法学部（独法科）卒業（中学は学習院。高校は才一高等学校）
- 一四年 三月 東京地方裁判所判事
- 昭和六年 四月 司法書記官（民事局勤務）
- 一二年 四月 欧米各国へ出張（約八か月間）
- 一三年 三月 東京控訴院判事
- 一二月 東京民事地方裁判所部長
- 一六年一〇月 東京控訴院部長
- 一七年 三月 大審院判事
- 一八年 三月 甲府地方裁判所長
- 二〇年 一月 東京民事地方裁判所上席部長
- 二一年 二月 大審院判事
- 九月 司法事務官（臨時企画部長）
- 二三年 七月 公正取引委員会委員
- 二五年 五月 米国へ出張（約三か月間）
- 二七年 二月 公正取引委員会委員長
- 三三年 三月 最高裁判所事務総長
- 三五年 五月 東京高等裁判所長官
- 三七年 二月 最高裁判所判事

大正一四年から昭和二七年までの間

明治大学、日本大学、早稲田大学、上智大学、成城大学等で、法律学（民法、商法）の講師をした

最高裁判所で関与した主要な裁判

- 一、所有者（被告人以外の才三者）の意見、弁解を聞かないで、その所有物を没収するのは、法律の正規の手続によらない処罰を禁止している憲法三一条、財産権の不可侵を定めている憲法二九条一項に違反するとの昭和三七一年一月二八日の大法院判決。私も同意見。
- 二、特別区の区長の選任方法に関する地方自治法二八一条の二の一項は、地方公共団体の長の直接選挙を定めている憲法九三条二項に違反しないとの昭和三八年三月二七日の大法院判決。私も同意見。
- 三、いわゆるボロボロ劇団事件につき、原判決確定の事実によれば、本件学生集会は大学の学問の自由と自治を享有しえず、したがって被告人らに無罪を言渡した原判決および才一審判決は違法であるとしてこれを破棄した昭和三八年五月二二日の大法院判決。私は、大学の自治の本質と、警察の警備活動及び学生の自治活動の限界にかんがみ、原判決には、本件集会の実態を明らかにするために必要な事項に関し、審理不尽の違法があるとの意見を付した。
- 四、ため池の保全を目的とした奈良県条例は、財産権の尊重を規定している憲法二九条に違反しなとの昭和三八年六月二六日の大法院判決。私は、右条例は、ため池の堤とうに農作物、竹木を植栽すること自体を無制限に禁止している点において、憲法二九条二項に違反し無効であるとの少数意見を付した。

信 条

裁判を、真に、国民の役に立つものにしたということが、私の念願である。

明治三十三年一月二十五日生

略 歴

- 大正一四年 三月 京都帝国大学法学部法律学科卒業
- 昭和二年 二月 判事
東京、甲府各地方裁判所歴任
- 一四年 五月 興亜院事務官
- 一五年 四月 中华民国派遣特命全權大使随員
- 同 年 一〇月 東京刑事地方裁判所判事
- 一六年 一月 東京刑事地方裁判所部長
- 二〇年 六月 大阪地方裁判所部長
- 二二年 四月 大阪控訴院部長
- 同 年 七月 函館地方裁判所検事正
- 二三年 七月 千葉地方検察庁検事正
- 二四年 九月 最高検察庁検事
- 二五年 五月 検察研究所長
- 同 年 七月 刑政長官
- 二六年 六月 欧米各国出張
- 二七年 三月 最高検察庁検事
- 二八年 九月 札幌高等検察庁検事長
- 三二年 二月 福岡高等検察庁検事長
- 三五年 四月 大阪高等検察庁検事長
- 三七年 八月 最高裁判所判事

最高裁判所で関与した主要な裁判

- 17 手形の呈示を伴わない催告にも、手形債権の時効を中断する効力がある。(38、1、50 判決)
- 18 従業員が会社の承認を得ないで公職に就任したときは懲戒解雇する旨の就業規則条項は、労働者に対して労働時間中における公民としての権利の行使及び公の職務の執行を保障する労働基準法才七条の趣旨に反し無効である。(33、6、21 判決)
- 19 都の特別区の長の公選制を廃止した地方自治法才二八一条の二才一項は、地方公共団体の長等の直接選挙を規定する憲法才九三条才二項に違反しない。(38、3、27 判決)
- 20 車輛等の運転者等が、いわゆる「ひき逃げ」をした場合には、道路交通法才七二条才一項前段の救護等の義務違反と同項後段の報告義務違反の各罪が成立し、両者は併合罪の關係に立つ。(38、4、17 判決)
- 21 精神異常者の平ゆを祈願するため、宗教行為として加持祈とう行為がなされた場合でも、それが他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使に当り、それによつて被害者を死に致したものである以上、憲法才二〇条才一項の信教の自由の保障の限界を逸脱したものというほかなく、これを傷害致死罪に当るものとして処罰することは憲法の右条項に違反しない。(38、5、15 判決)

信 条

私のいわゆる「人間形成」には、仏教特に臨濟禪に負うところが多い。
私は自然を愛す、特に野草が好きである。私は自然にしたがい無理をしないことにしている。

明治三〇年一月一日 生

略 歴

- 大正一一年 三月 私立中央大学専門部法科才二学年修了
- 同 年 九月 弁護士試験合格
- 同 年 十一月 弁護士名簿登録
- 昭和二二年 五月 大審院検事
- 同 年 六月 司法大臣官房秘書課長
- 二三年 二月 最高裁判所事務局事務次長
- 二五年 六月 最高裁判所事務総長
- 二六年 二月 司法制度視察のため米国へ出張
- 三三年 三月 名古屋高等裁判所長官
- 三五年 一月 大阪高等裁判所長官
- 三六年 八月 最高裁判所判事
- 三七年 九月 臨時司法制度調査委員
- 三八年 九月 司法制度視察、研究のため欧米諸国へ出張

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 昭和三七年六月一三日大法院判決（反対意見）

債務者が特に利息、損害金の支払と明示しないで支払をしたときは、利息制限法所定の制限をこえる金員は元本の残存する限り当然これに充当されるが、債務者が特に利息、損害金の支払と明示して支払をしたときでも、その制限をこえる金員は当然残存元本に充当されるものと解する。

二 昭和三七年十一月二八日 大法院判決（多数意見）

所有者（被告人以外の才三者）に対し、何ら告知、弁解、防禦の機会を与えないで、その所有物を没収することは、法律の正規の手続によらない処罰を禁止している憲法三一条、財産権の不可侵を定めている憲法二九条一項に違反する。

三 昭和三八年一月三〇日 大法院判決（全員一致の意見）

手形の呈示を伴わない催告にも、手形債権の時効を中断する効力がある。

四 昭和三八年五月二二日 大法院判決（多数意見）

（いわゆる東大ポポロ劇団事件）

憲法二三条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含み、同条は、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、特に大学におけるそれらの自由及び大学における教授の自由を保障することを趣旨としたものである。

学生の集益が、大学の許可したものであつても真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当る行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しない。

右のほか、才三小法廷の主要な裁判の大部分に関与した。

信 条

訴訟の促進と適正な裁判に努め、裁判所に対する国民の信頼を深めることを念願としている。

趣 味

読書、スポーツ

4. 投票状況に関する調査

福岡県

市名	審査当日の有権者数		投票者数		棄権者数		票率		不在者投票数					
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
福岡市	204,129	229,109	433,238	114,274	129,677	243,951	89,855	99,432	189,287	55,98	1,319	2,913	1,319	4,252
久留米市	43,135	50,949	94,084	32,134	37,513	69,647	11,001	13,436	24,437	74.49	310	893	310	1,203
北門司区	43,115	48,849	91,964	29,329	33,039	62,368	13,786	15,810	29,596	68.03	348	789	348	1,137
小倉区	86,343	92,614	178,957	54,871	57,967	112,838	31,472	34,647	66,119	63.55	576	1,370	576	1,946
九若松区	30,494	33,528	64,022	20,881	22,468	43,349	9,613	11,060	20,673	68.48	222	576	222	798
州入幡区	101,217	104,214	205,431	66,687	67,086	133,773	34,530	37,128	71,658	65.89	622	1,415	622	2,037
市戸畑区	35,477	34,081	69,558	22,363	22,190	44,553	13,114	11,891	25,005	63.04	215	571	215	786
大牟田市	52,195	63,825	116,020	40,985	48,953	89,938	11,210	14,872	26,082	78.52	651	1,146	651	1,797
直方市	17,474	20,175	37,649	12,026	13,139	25,165	5,448	7,036	12,484	68.82	126	289	126	415
飯塚市	23,595	28,722	52,317	17,790	21,299	39,089	5,805	7,423	13,228	75.40	239	444	239	683
田川市	24,363	28,714	53,077	17,408	17,790	37,198	6,955	8,924	15,879	71.45	393	696	393	1,089
柳川市	13,038	15,649	28,687	9,803	10,638	20,441	3,235	5,011	8,246	75.19	82	141	82	223
山田市	6,166	7,432	13,598	4,292	5,024	9,316	1,874	2,408	4,282	69.61	82	138	82	220
甘木市	12,015	14,737	26,752	10,469	12,596	23,065	1,546	2,141	3,687	87.13	118	211	118	329
八女市	10,982	13,492	24,474	8,634	9,780	18,414	2,348	3,712	6,060	78.62	95	153	95	248
筑後市	10,847	13,344	24,191	8,463	9,349	17,812	2,384	3,995	6,379	78.02	100	209	100	309
大川市	14,503	15,887	30,390	11,598	12,311	23,909	2,905	3,576	6,481	79.97	84	152	84	236
行橋市	14,773	17,116	31,889	9,913	11,021	20,934	4,860	6,095	10,955	67.10	120	201	120	321
豊前市	9,322	11,362	20,684	7,798	9,428	17,226	1,524	1,934	3,458	83.65	85	165	85	250
中問市	10,848	11,896	22,744	7,084	7,551	14,635	3,764	4,345	8,109	65.30	84	177	84	261
市計	764,031	855,695	1,619,726	506,802	560,819	1,067,621	257,229	294,876	552,105	66.33	5,871	12,649	5,871	18,520
郡計	359,323	416,237	775,560	267,802	298,355	566,157	91,521	117,882	209,403	74.53	3,028	6,724	3,028	9,752
県計	1,123,354	1,271,932	2,395,286	774,604	859,174	1,633,778	348,750	412,758	761,508	68.95	8,899	19,373	8,899	28,272

区分 郡名	審査当日の有権者数		投票者数		棄権者数		投票率		不在者投票数		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
筑前郡	29,173	31,733	20,234	21,133	41,367	8,939	19,539	66.60	586	177	763
早良郡	2,710	3,014	2,127	2,202	4,329	583	1,395	73.06	40	19	59
粕屋郡	34,275	39,213	24,519	27,893	52,412	9,756	21,076	71.13	617	380	997
宗像郡	16,682	19,148	11,233	11,912	23,145	5,449	12,685	62.21	243	117	360
遠賀郡	20,998	22,147	15,149	15,935	31,084	5,849	12,061	71.95	377	140	517
鞆手郡	26,745	30,754	18,271	20,358	38,629	8,474	18,870	66.20	498	186	684
嘉穂郡	41,121	47,872	18,682	31,354	60,036	12,439	28,957	65.50	916	432	1,348
朝倉郡	13,408	16,483	8,787	9,784	18,571	4,621	11,320	59.36	191	90	281
米島郡	16,284	19,269	12,803	14,660	27,463	3,481	8,090	76.08	244	103	347
浮羽郡	17,148	21,027	14,038	16,407	30,445	3,110	7,730	78.03	303	134	437
三井郡	16,810	19,391	12,681	13,685	26,366	4,129	9,835	70.57	436	96	532
三瀬郡	16,720	20,196	13,666	15,756	29,422	3,054	7,494	78.02	196	120	316
八女郡	20,408	24,085	16,388	18,090	34,478	4,020	10,015	75.11	404	181	585
山門郡	19,695	24,287	16,319	19,145	35,464	3,376	8,518	78.83	270	173	443
三池郡	5,621	6,567	4,658	5,328	9,986	963	2,202	81.13	73	34	107
田川郡	34,495	40,631	27,016	31,289	58,305	7,479	16,821	77.01	906	491	1,397
京都郡	14,186	15,814	10,724	12,037	22,761	3,462	7,239	76.12	182	72	254
薬上郡	12,844	14,606	10,507	11,387	21,894	2,337	5,556	77.96	242	83	325
郡計	359,323	416,237	267,802	298,355	566,157	91,521	209,403	71.68	6,724	3,028	9,752

区分 町村名	審査当日の有権者数		投票者数		棄権者数		投票率		不在者投票数		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
筑紫野町	9,320	10,886	6,653	7,745	2,667	3,141	71.38	71.15	129	55	184
太宰府町	4,386	5,045	3,075	3,567	1,311	1,678	70.11	66.74	44	22	66
春日町	8,104	7,422	5,362	4,351	2,742	3,091	66.16	58.35	281	33	314
大野町	4,853	5,560	3,358	3,734	1,495	1,826	69.19	67.16	98	57	155
那珂川町	2,510	2,820	1,786	1,956	724	864	71.16	69.36	34	10	44
筑紫郡計	29,173	31,733	20,234	21,133	8,939	10,600	69.36	66.60	586	177	763
早良町	2,710	3,014	2,127	2,202	583	812	78.49	73.06	40	19	59
早良郡計	2,710	3,014	2,127	2,202	583	812	78.49	73.06	40	19	59
宇美町	4,904	5,636	3,348	3,874	1,556	1,762	68.27	68.74	106	69	175
篠栗町	3,960	4,602	2,850	3,381	1,110	1,221	70.83	73.47	134	98	232
志免町	4,623	5,274	3,350	3,784	1,293	1,490	72.03	71.74	81	51	132
須恵町	4,162	4,772	2,746	3,113	1,416	1,659	65.98	65.25	74	37	111
新宮町	2,582	2,924	1,867	2,113	715	811	72.31	72.26	27	9	36
古賀町	2,975	3,533	2,324	2,788	651	745	78.12	78.91	32	19	51
志賀町	5,607	6,317	4,035	4,512	1,572	2,005	71.96	68.26	93	55	148
久山町	1,950	2,186	1,487	1,662	463	524	76.26	76.63	20	12	32
粕屋町	3,512	3,969	2,532	2,866	980	1,103	72.10	72.21	50	30	80
粕屋郡計	34,275	39,213	24,519	27,893	9,756	11,320	71.54	71.13	617	380	997
宗像町	6,138	6,995	4,481	4,587	1,657	2,408	73.00	65.58	61	41	162
福岡町	4,253	4,701	2,444	2,405	1,809	2,296	57.47	51.16	40	19	59
津屋崎町	3,143	3,718	2,244	2,653	899	1,065	71.40	71.36	49	20	69
玄海町	2,674	3,176	1,665	1,792	1,009	1,384	62.27	56.42	47	25	72
大島村	474	558	399	475	75	83	84.14	85.13	46	12	58
宗像郡計	16,682	19,148	11,233	11,912	5,449	7,236	67.34	62.21	243	117	360

区分 町村名	審査当日の有権者数		投票者数		棄権者数		投票者数		投票率		不在者投票数	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
芦屋町	5,374	5,071	3,743	3,541	1,631	1,530	69.65	69.83	69.74	118	37	155
水巻町	9,520	10,108	6,535	6,647	2,985	3,461	68.64	65.76	67.16	155	55	210
岡垣町	3,668	4,230	2,826	3,419	842	811	77.04	80.83	79.07	71	29	100
遠賀村	2,436	2,738	2,045	2,328	391	410	83.95	85.03	84.52	33	19	52
遠賀郡計	20,998	22,147	15,149	15,935	5,849	6,212	72.14	71.95	72.05	377	140	517
小竹町	4,701	5,350	3,010	3,397	1,691	1,953	64.03	63.50	63.74	92	48	140
鞍手町	6,248	7,327	4,291	5,027	1,957	2,300	68.68	68.61	68.64	97	38	135
宮田町	12,525	14,195	8,373	9,125	4,152	5,070	66.85	64.28	65.49	241	68	309
若宮町	3,271	3,882	2,597	2,809	674	1,073	79.39	72.36	75.58	68	32	100
鞍手郡計	26,745	30,754	18,271	20,358	8,474	10,396	68.32	66.20	67.18	498	186	684
桂川町	5,647	6,512	4,391	4,722	1,256	1,790	77.76	82.51	74.95	121	50	171
稲築町	10,405	11,724	6,405	6,788	4,000	4,936	61.56	57.90	59.62	320	184	504
碓井町	2,301	2,780	1,672	1,726	629	1,054	72.66	62.09	66.88	26	18	44
嘉穂町	4,103	4,875	3,041	3,454	1,062	1,421	74.12	70.85	72.34	72	29	101
筑穂町	4,370	5,236	3,220	3,527	1,150	1,709	73.68	67.36	70.24	75	29	104
庄内町	2,867	3,328	2,011	2,325	856	1,003	70.14	69.86	69.99	62	23	85
穂波町	8,768	10,414	5,928	6,501	2,840	3,913	67.61	62.43	64.80	173	57	230
穎田町	2,660	3,003	2,014	2,311	646	692	75.71	76.96	76.37	67	42	109
嘉穂郡計	41,121	47,872	28,682	31,354	12,439	16,518	69.75	65.50	67.46	916	432	1,348
杷木町	3,105	4,071	2,705	3,286	400	785	87.12	80.72	83.49	42	23	65
朝倉町	3,703	4,489	1,056	875	2,647	3,614	28.52	19.49	23.57	51	20	71
三輪町	2,406	3,001	2,089	2,515	317	486	86.82	83.81	85.15	31	20	51
夜須町	2,790	3,244	1,788	1,761	1,002	1,483	64.09	54.28	58.82	31	10	41
小石原村	503	610	450	522	53	88	89.46	85.57	87.33	7	6	13

区分 町村名	審査当日の有権者数		投票者数		棄権者数		投票者数		投票率		不在者投票数		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
宝珠山村	901	1,068	699	825	1,524	202	243	445	77.58	77.25	29	11	40
朝倉郡計	13,408	16,483	8,787	9,784	18,571	4,621	6,699	11,320	65.53	59.36	191	90	281
前原町	8,646	10,206	6,543	7,341	13,884	2,103	2,865	4,968	75.68	71.93	124	50	174
二丈村	3,347	4,006	2,524	2,982	5,506	823	1,024	1,847	75.41	74.44	66	24	90
志摩村	4,291	5,057	3,736	4,337	8,073	555	720	1,275	87.07	85.76	54	29	83
糸島郡計	16,284	19,269	12,803	14,660	27,463	3,481	4,609	8,090	78.62	76.08	244	103	347
吉井町	5,117	6,238	4,264	4,858	9,122	853	1,380	2,233	83.33	77.88	88	34	122
田主丸町	6,814	8,403	5,629	6,689	12,318	1,185	1,714	2,899	82.61	79.60	131	64	195
浮羽町	5,217	6,386	4,145	4,860	9,005	1,072	1,526	2,598	79.45	76.10	84	36	120
浮羽郡計	17,148	21,027	14,038	16,407	30,445	3,110	4,620	7,730	81.88	78.03	303	134	437
北野町	3,585	4,369	2,795	2,871	5,666	790	1,498	2,288	77.96	65.71	33	12	45
小郡町	7,619	8,296	5,771	6,067	11,838	1,848	2,229	4,077	75.74	73.13	346	36	382
太刀洗町	3,525	4,219	2,768	3,293	6,061	757	926	1,683	78.53	78.05	26	31	57
普導寺町	2,081	2,507	1,347	1,454	2,801	734	1,053	1,787	64.73	58.00	31	17	48
三井郡計	16,810	19,391	12,681	13,685	26,366	4,129	5,706	9,835	75.44	70.57	436	96	532
城島町	4,130	4,952	3,301	3,891	7,192	829	1,061	1,890	79.93	78.57	61	26	87
筑邦町	5,232	6,299	4,303	5,055	9,358	929	1,244	2,173	82.24	80.25	60	33	93
大木町	3,911	4,683	3,275	3,592	6,867	636	1,091	1,727	83.74	76.70	44	32	76
三備町	3,447	4,262	2,787	3,218	6,005	660	1,044	1,704	80.85	75.50	31	29	60
三備郡計	16,720	20,196	13,666	15,756	29,422	3,054	4,440	7,494	81.73	78.02	196	120	316

区分 町村名	審査当日の有権者数		投票者数		棄権者数		投票率		不在者投票数						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
刈田町	6,891	7,349	14,240	5,124	5,768	10,892	1,767	1,581	3,348	74.36	78.49	76.49	81	29	110
犀川町	3,467	4,036	7,503	2,693	2,959	5,652	774	1,077	1,851	77.68	73.32	75.33	58	22	80
勝山町	1,807	2,047	3,854	1,442	1,515	2,957	365	532	897	79.80	74.01	76.73	18	12	30
豊津町	2,021	2,382	4,403	1,465	1,795	3,260	556	587	1,143	72.49	75.36	74.04	25	9	34
京都郡計	14,186	15,814	30,000	10,724	12,037	22,761	3,462	3,777	7,239	75.60	76.12	75.87	182	72	254
椎田町	4,301	4,494	8,795	3,473	3,339	6,812	828	1,155	1,983	80.75	74.30	77.45	115	34	149
吉富町	2,051	2,439	4,490	1,623	1,909	3,532	428	530	958	79.13	78.27	78.66	26	3	29
築城町	3,540	4,165	7,705	2,768	3,247	6,015	772	918	1,690	78.19	77.96	78.07	62	31	93
新吉富村	1,187	1,439	2,626	1,024	1,183	2,207	163	256	419	86.27	82.21	84.04	10	4	14
大平村	1,765	2,069	3,834	1,619	1,709	3,328	146	360	506	91.73	82.60	86.80	29	11	40
築上郡計	12,844	14,606	27,450	10,507	11,387	21,894	2,337	3,219	5,556	81.80	77.96	79.76	242	83	325

5. 罷免を可とする投票数・罷免を可としない投票数等に関する調
その1

氏名	区	入江俊郎				齋藤朔郎			計	罷免を可とする投票の数
		罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされた投票の数	計	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされた投票の数		
福岡市		17,434	209,761		227,195	17,073	210,122		227,195	16,283
久留米市		5,667	58,693		64,360	5,436	58,924		64,360	5,264
北九州 州市	門司区	6,225	51,605		57,830	6,023	51,807		57,830	5,889
	小倉区	10,558	93,095		103,653	10,275	93,378		103,653	10,086
	若松区	5,496	34,212		39,708	5,385	34,323		39,708	5,252
	八幡区	14,192	107,938	25	122,155	13,819	108,301	35	122,155	13,383
	戸畑区	4,737	36,034		40,771	4,618	36,152	1	40,771	4,447
大牟田市		14,832	65,830	1	80,663	14,607	66,055	1	80,663	14,400
直方市		2,663	20,266		22,929	2,711	20,218		22,929	2,630
飯塚市		3,724	31,532	3	35,259	3,561	31,694	4	35,259	3,462
田川市		4,345	28,736	1	33,082	4,248	28,833	1	33,082	4,198
柳川市		1,406	16,505		17,911	1,309	16,602		17,911	1,253
山田市		979	7,002		7,981	954	7,027		7,981	937
甘木市		1,271	20,345		21,616	1,264	20,352		21,616	1,164
八女市		1,478	15,496		16,974	1,357	15,617		16,974	1,286
筑後市		1,445	14,556		16,001	1,401	14,600		16,001	1,301
大川市		1,185	20,673		21,858	1,066	20,792		21,858	1,033
行橋市		2,159	17,014		19,173	2,109	17,064		19,173	2,034
豊前市		885	15,133		16,018	848	15,170		16,018	816
中間市		1,783	10,677	2	12,462	1,743	10,718	1	12,462	1,714
市計		102,464	875,103	32	977,599	99,807	877,749	43	977,599	96,832
郡部計		46,190	463,375	50	509,615	44,443	465,123	49	509,615	42,793
合計		148,654	1,338,478	82	1,487,214	144,250	1,342,872	92	1,487,214	139,625

部 謹 吾			山 田 作之助				城 戸 芳 彦			
罷免を可 としない 投票の数	記 載 を 無 効 さ れ た 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 を 無 効 さ れ た 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 を 無 効 さ れ た 投票の数	計
210,912		227,195	15,953	211,242		227,195	15,495	211,700		227,195
59,096		64,360	5,129	59,231		64,360	4,975	59,385		64,360
51,941		57,830	5,741	52,089		57,830	5,598	52,232		57,830
93,567		103,653	9,926	93,727		103,653	9,653	94,000		103,653
34,456		39,708	5,190	34,518		39,708	5,145	34,563		39,708
108,733	39	122,155	13,058	109,058	39	122,155	12,791	109,327	37	122,155
36,323	1	40,771	4,367	36,403	1	40,771	4,348	36,422	1	40,771
66,262	1	80,663	14,235	66,427	1	80,663	13,902	66,760	1	80,663
20,299		22,929	2,591	20,338		22,929	2,515	20,414		22,929
31,785	12	35,259	3,363	31,885	11	35,259	3,267	31,990	2	35,259
28,884		33,082	4,135	28,947		33,082	4,038	29,044		33,082
16,658		17,911	1,216	16,695		17,911	1,127	16,784		17,911
7,044		7,981	892	7,089		7,981	881	7,100		7,981
20,452		21,616	1,132	20,484		21,616	1,093	20,523		21,616
15,688		16,974	1,273	15,701		16,974	1,218	15,756		16,974
14,700		16,001	1,270	14,730	1	16,001	1,191	14,809	1	16,001
20,825		21,858	1,004	20,854		21,858	913	20,945		21,858
17,139		19,173	2,010	17,163		19,173	1,933	17,240		19,173
15,202		16,018	786	15,232		16,018	735	15,283		16,018
10,747	1	12,462	1,662	10,800		12,462	1,619	10,842	1	12,462
880,713	54	977,599	94,933	882,613	53	977,599	92,437	885,119	43	977,599
466,767	55	509,615	42,026	467,531	58	509,615	40,319	469,342	54	509,615
1,347,480	109	1,487,214	136,959	1,350,144	111	1,487,214	132,656	1,354,461	97	1,487,214

その1

区 分 項 目	入 江 俊 郎				齋 藤 朔 郎				長
	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 を と し た 投 票 の 数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 を と し た 投 票 の 数	計	罷免を可 とする 投票の数
筑紫野町	1,327	11,979		13,306	1,272	12,034		13,306	1,204
春日町	810	8,376		9,186	780	8,406		9,186	746
太宰府町	649	5,311		5,960	606	5,354		5,960	604
大野町	595	5,923		6,518	545	5,973		6,518	546
那珂川町	205	3,297		3,502	198	3,304		3,502	180
筑紫郡計	3,586	34,886		38,472	3,401	35,071		38,472	3,280
早良郡早良町	197	3,765		3,962	171	3,791		3,962	160
宇美町	1,080	5,060		6,140	1,060	5,080		6,140	1,052
篠栗町	741	4,773		5,514	697	4,817		5,514	683
志免町	921	5,410		6,331	896	5,435		6,331	877
須恵町	1,095	4,157		5,252	1,082	4,170		5,252	1,083
新宮町	323	3,374		3,697	335	3,362		3,697	323
志賀町	360	4,277	1	4,638	365	4,272	1	4,638	342
古賀町	748	7,076		7,824	698	7,126		7,824	714
久山町	218	2,619		2,837	219	2,618		2,837	194
粕屋町	626	4,167		4,793	627	4,166		4,793	633
計 (9)	6,112	40,913	1	47,026	5,979	41,046	1	47,026	5,901
宗像町	718	7,630		8,348	734	7,614		8,348	677
福間町	515	3,844		4,359	497	3,862		4,359	484
津屋崎町	286	4,246		4,532	282	4,250		4,532	260
玄海町	252	2,870	1	3,123	234	2,888	1	3,123	233
大島村	11	856		867	12	855		867	11
計 (5)	1,782	19,446	1	21,229	1,759	19,469	1	21,229	1,665
芦屋町	583	6,155		6,738	571	6,167		6,738	565
水巻町	2,669	8,992	1	11,662	2,530	9,131	1	11,662	2,500
岡垣村	464	5,246		5,710	474	5,236	0	5,710	461
速賀村	347	3,519		3,866	335	3,531	0	3,866	331
計 (4)	4,063	23,912	1	27,976	3,910	24,065	1	27,976	3,857
小計 (24)	15,740	122,922	3	138,665	15,220	123,442	3	138,665	14,863

部 謹 吾				山 田 作 之 助				城 戸 芳 彦				
罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 され た 投票 の数	を と した 計	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 され た 投票 の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 され た 投票 の数	を と した 計	計
12,102		13,306	13,306	1,199	12,107		13,306	1,153	12,153		13,306	13,306
8,440		9,186	9,186	742	8,444		9,186	733	8,453		9,186	9,186
5,356		5,960	5,960	598	5,361	1	5,960	580	5,379	1	5,960	5,960
5,972		6,518	6,518	521	5,997		6,518	507	6,011		6,518	6,518
3,322		3,502	3,502	174	3,328		3,502	165	3,337		3,502	3,502
35,192		38,472	38,472	3,234	35,237	1	38,472	3,138	35,333	1	38,472	38,472
3,802		3,962	3,962	162	3,800		3,962	149	3,813		3,962	3,962
5,088		6,140	6,140	1,054	5,086		6,140	1,024	5,116		6,140	6,140
4,831		5,514	5,514	669	4,845		5,514	652	4,862		5,514	5,514
5,454		6,331	6,331	849	5,482		6,331	862	5,469		6,331	6,331
4,168	1	5,252	5,252	1,057	4,194	1	5,252	1,045	4,207		5,252	5,252
3,374		3,697	3,697	315	3,382		3,697	295	3,402		3,697	3,697
4,295	1	4,638	4,638	321	4,317		4,638	314	4,323	1	4,638	4,638
7,110		7,824	7,824	725	7,099		7,824	682	7,142		7,824	7,824
2,643		2,837	2,837	195	2,642		2,837	186	2,651		2,837	2,837
4,160		4,793	4,793	600	4,193		4,793	618	4,175		4,793	4,793
41,123	2	47,026	47,026	5,785	41,240	1	47,026	5,678	41,347	1	47,026	47,026
7,671		8,348	8,348	684	7,664		8,348	652	7,696		8,348	8,348
3,875		4,359	4,359	478	3,881		4,359	463	3,896		4,359	4,359
4,272		4,532	4,532	255	4,277		4,532	255	4,277		4,532	4,532
2,890		3,123	3,123	219	2,903	1	3,123	209	2,914		3,123	3,123
856		867	867	9	858		867	9	858		867	867
19,564		21,229	21,229	1,645	19,583	1	21,229	1,588	19,641		21,229	21,229
6,173		6,738	6,738	534	6,204		6,738	531	6,207		6,738	6,738
9,161	1	11,662	11,662	2,467	9,194	1	11,662	2,442	9,218	2	11,662	11,662
5,249		5,710	5,710	444	5,266		5,710	427	5,283	0	5,710	5,710
3,535		3,866	3,866	334	3,532		3,866	295	3,571	0	3,866	3,866
24,118	1	27,976	27,976	3,779	24,196	1	27,976	3,695	24,279	2	27,976	27,976
123,799	3	138,665	138,665	14,605	124,056	4	138,665	14,248	124,413	4	138,665	138,665

その 1

区分 町村名	入 江 俊 郎				齋 藤 朔 郎				長
	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 と し た 投 票 の 数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 と し た 投 票 の 数	計	罷免を可 とする 投票の数
小 竹 町	637	4,894	1	5,532	636	4,895	1	5,532	617
鞍 手 町	865	7,100	1	7,966	806	7,160		7,966	790
宮 田 町	1,989	13,421	1	15,411	1,988	13,423		15,411	1,958
若 宮 町	316	4,770		5,086	290	4,796		5,086	274
計 (4)	3,807	30,185	3	33,995	3,720	30,274	1	33,995	3,639
桂 川 町	692	7,255		7,947	655	7,292		7,947	613
稻 築 町	1,175	10,420		11,595	1,212	10,383		11,595	1,163
碓 井 町	317	2,552		2,869	314	2,555		2,869	305
嘉 穂 町	355	5,525		5,880	346	5,534		5,880	316
筑 穂 町	476	5,504		5,980	468	5,512		5,980	440
庄 内 町	440	3,451		3,891	440	3,451		3,891	420
穂 波 町	1,302	9,775	2	11,079	1,318	9,760	1	11,079	1,269
顕 田 町	376	3,570	—	3,946	339	3,606	1	3,946	340
計 (8)	5,133	48,052	2	53,187	5,092	48,093	2	53,187	4,866
香 春 町	684	6,330	12	7,026	636	6,372	18	7,026	616
添 田 町	837	8,240		9,077	807	8,270		9,077	742
金 田 町	344	3,380	1	3,725	337	3,388		3,725	327
糸 田 町	523	4,264		4,787	516	4,271		4,787	490
川 崎 町	1,286	10,222		11,508	1,233	10,275		11,508	1,254
赤 池 町	702	4,742		5,444	691	4,753		5,444	712
方 城 町	377	3,133		3,510	379	3,131		3,510	376
大 任 町	272	2,862		3,134	250	2,884		3,134	247
赤 村	168	1,923		2,091	167	1,924		2,091	157
計 (9)	5,193	45,096	13	50,302	5,016	45,268	18	50,302	4,921
小 計 (24)	14,133	123,333	18	137,484	13,828	123,635	21	137,484	13,426

部 謹 吾			山 田 作 之 助				城 戸 芳 彦			
罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 され た 投票の数	計	罷免を可 可とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 され た 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 され た 投票の数	計
4,914	1	5,532	600	4,931	1	5,532	578	4,953	1	5,532
7,175	1	7,966	784	7,181	1	7,966	759	7,206	1	7,966
13,453		15,411	1,915	13,496		15,411	1,868	13,543		15,411
4,812		5,086	292	4,793	1	5,086	253	4,832	1	5,086
30,354	2	33,995	3,591	30,401	3	33,995	3,458	30,534	3	33,995
7,334		7,947	596	7,351		7,947	573	7,374		7,947
10,432		11,595	1,124	10,471		11,595	1,057	10,538		11,595
2,564		2,869	300	2,569		2,869	275	2,594		2,869
5,564		5,880	328	5,552		5,880	316	5,564		5,880
5,540		5,980	438	5,542		5,980	417	5,563		5,980
3,471		3,891	430	3,461		3,891	414	3,477		3,891
9,810		11,079	1,237	9,840	2	11,079	1,224	9,854	1	11,079
3,606		3,946	347	3,599		3,946	325	3,620	1	3,946
48,321		53,187	4,800	48,385	2	53,187	4,601	48,584	2	53,187
6,388	22	7,026	593	6,413	20	7,026	594	6,416	16	7,026
8,335		9,077	748	8,329		9,077	702	8,375		9,077
3,398		3,725	315	3,410		3,725	301	3,424		3,725
4,297		4,787	508	4,279		4,787	459	4,328		4,787
10,254		11,508	1,219	10,288	1	11,508	1,121	10,386	1	11,508
4,732		5,444	712	4,732		5,444	690	4,754		5,444
3,134		3,510	371	3,139		3,510	355	3,155		3,510
2,887		3,134	231	2,903		3,134	232	2,902		3,134
1,934		2,091	157	1,934		2,091	153	1,938		2,091
45,359	22	50,302	4,854	45,427	21	50,302	4,607	45,678	17	50,302
124,034	24	137,484	13,245	124,213	26	137,484	12,666	124,796	22	137,484

その1

区分 町村名	入江俊郎				斎藤朔郎				長
	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としな 投票の数	記載を 無効と した 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記載を 無効と した 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数
杷木町	235	5,287		5,522	230	5,292		5,522	206
朝倉町	186	1,550		1,736	169	1,567		1,736	170
三輪町	252	4,097		4,349	247	4,102		4,349	215
夜須町	257	2,962		3,219	245	2,973	1	3,219	227
宝珠山村	80	1,269		1,349	72	1,277		1,349	74
小石原村	25	922		947	27	920		947	20
計(6)	1,035	16,087		17,122	990	16,131	1	17,122	912
前原町	732	12,369		13,101	691	12,410		13,101	652
二丈村	279	4,883		5,162	255	4,906	1	5,162	224
志摩村	315	7,109		7,424	287	7,137		7,424	279
計(3)	1,326	24,361		25,687	1,233	24,453	1	25,687	1,155
浮羽町	505	7,425		7,930	525	7,405		7,930	469
吉井町	747	7,566		8,313	675	7,638		8,313	656
田主丸町	758	10,401		11,159	698	10,461		11,159	682
計(3)	2,010	25,392		27,402	1,898	25,504		27,402	1,807
北野町	515	4,656		5,171	361	4,810		5,171	339
小郡町	782	10,065	2	10,849	743	10,106		10,849	689
大刀洗町	358	5,355		5,713	341	5,372		5,713	342
善導寺町	186	2,393		2,579	186	2,393		2,579	175
計(4)	1,841	22,469	2	24,312	1,631	22,681		24,312	1,545
城島町	425	6,095	1	6,521	366	6,154	1	6,521	360
筑邦町	673	7,740		8,413	621	7,791	1	8,413	590
大木町	408	5,831		6,239	401	5,838		6,239	370
三潨町	318	5,210		5,528	303	5,225		5,528	303
計(4)	1,824	24,876	1	26,701	1,691	25,008	2	26,701	1,623
小計(20)	8,036	113,185	3	121,224	7,443	113,777	4	121,224	7,042

部 謹 吾			山 田 作之助				城 戸 芳 彦				
罷免を可 としない 投票の数	記無 さを 投票の 数	を と た 計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記無 さを 投票の 数	を と た 計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記無 さを 投票の 数	を と た 計	
5,316		5,522	206	5,316		5,522	203	5,319		5,522	
1,566		1,736	167	1,569		1,736	155	1,581		1,736	
4,134		4,349	225	4,124		4,349	215	4,134		4,349	
2,991	1	3,219	224	2,994	1	3,219	205	3,013	1	3,219	
1,275		1,349	65	1,284		1,349	64	1,285		1,349	
927		947	24	923		947	19	928		947	
16,209	1	17,122	911	16,210	1	17,122	861	16,260	1	17,122	
12,449		13,101	630	12,471		13,101	623	12,478		13,101	
4,937	1	5,162	228	4,934		5,162	211	4,951		5,162	
7,145		7,424	245	7,179		7,424	234	7,190		7,424	
24,531	1	25,687	1,103	24,584		25,687	1,068	24,619		25,687	
7,461		7,930	462	7,468		7,930	459	7,471		7,930	
7,657		8,313	657	7,656		8,313	594	7,719		8,313	
10,477		11,159	685	10,474		11,159	617	10,542		11,159	
25,595		27,402	1,804	25,598		27,402	1,670	25,732		27,402	
4,832		5,171	320	4,851		5,171	307	4,864		5,171	
10,159	1	10,849	682	10,166	1	10,849	645	10,204		10,849	
5,371		5,713	317	5,396		5,713	304	5,409		5,713	
2,404		2,579	176	2,403		2,579	166	2,413		2,579	
22,766	1	24,312	1,495	22,816	1	24,312	1,422	22,890		24,312	
6,159	2	6,521	363	6,157	1	6,521	312	6,207	2	6,521	
7,821	2	8,413	549	7,862	2	8,413	525	7,888		8,413	
5,869		6,239	371	5,868		6,239	342	5,897		6,239	
5,225		5,528	287	5,241		5,528	281	5,247		5,528	
25,074	4	26,701	1,570	25,128	3	26,701	1,460	25,239	2	26,701	
114,175	7	121,224	6,883	114,336	5	121,224	6,481	114,740	3	121,224	

区分 町村名	入江俊郎				斎藤朔郎				長
	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 とする 投票の数	記 無 載 を と た れ た 投 票 の 数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 とし ない 投票の数	記 無 載 を と た れ た 投 票 の 数	計	
黒木町	476	9,247		9,723	482	9,241		9,723	433
上陽町	158	2,697		2,855	153	2,702		2,855	142
立花町	402	6,887	8	7,297	376	6,919	2	7,297	342
広川町	442	6,154		6,596	459	6,137		6,596	421
星野村	126	2,446		2,572	105	2,467		2,572	89
矢部村	87	2,072		2,159	72	2,087		2,159	45
計 (4)	1,691	29,503	8	31,202	1,647	29,553	2	31,202	1,472
瀬高町	1,029	11,864		12,893	969	11,924		12,893	884
大和町	585	7,323		7,908	555	7,353		7,908	556
三橋町	609	6,930		7,539	538	7,001		7,539	515
山川村	184	3,148	16	3,348	171	3,158	19	3,348	156
計 (4)	2,407	29,265	16	31,688	2,233	29,436	19	31,688	2,111
三池郡高田町	650	8,168	2	8,820	619	8,201		8,820	602
刃田町	1,344	8,466		9,810	1,303	8,507		9,810	1,252
犀川町	349	4,668		5,017	341	4,676		5,017	319
勝山町	199	2,464		2,663	189	2,474		2,663	163
豊津町	246	2,696		2,942	246	2,696		2,942	238
計 (4)	2,138	18,294		20,432	2,079	18,353		20,432	1,972
椎田町	518	5,806		6,324	526	5,798		6,324	485
築城町	426	5,007		5,433	410	5,023		5,433	379
吉富町	194	3,044		3,238	189	3,049		3,238	198
新吉富町	111	1,909		2,020	100	1,920		2,020	107
大平村	146	2,939		3,085	149	2,936		3,085	136
計 (5)	1,395	18,705		20,100	1,374	18,726		20,100	1,305
小計 (20)	8,281	103,935	26	112,242	7,952	104,269	21	112,242	7,462
町村合計 (88)	46,190	463,375	50	509,615	44,443	465,123	49	509,615	42,793

部 謹 吾			山 田 作 之 助				城 戸 芳 彦			
罷免を可 としない 投票の数	記 載 を 無 効 と した 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 を 無 効 と した 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 を 無 効 と した 投票の数	計
9,290		9,723	421	9,302		9,723	369	9,354		9,723
2,713		2,855	135	2,720		2,855	125	2,730		2,855
6,954	1	7,297	348	6,947	2	7,297	315	6,980	2	7,97
6,175		6,596	424	6,172		6,596	379	6,217		6,596
2,483		2,572	98	2,473	1	2,572	79	2,493		2,572
2,114		2,159	51	2,108		2,159	39	2,120		2,159
29,729	1	31,202	1,477	29,722	3	31,202	1,306	29,894	2	31,202
12,009		12,893	876	12,017		12,893	801	12,092		12,893
7,352		7,908	520	7,388		7,908	470	7,438		7,908
7,024		7,539	480	7,059		7,539	463	7,076		7,539
3,173	19	3,348	147	3,183	18	3,348	138	3,190	20	3,348
29,558	19	31,688	2,023	29,047	18	31,688	1,872	29,796	20	31,688
8,217	1	8,820	608	8,210	2	8,820	551	8,266	3	8,820
8,558		9,810	1,230	8,580		9,810	1,198	8,612		9,810
4,698		5,017	307	4,710		5,017	306	4,711		5,017
2,500		2,663	170	2,493		2,663	159	2,504		2,663
2,704		2,942	235	2,707		2,942	234	2,708		2,942
18,460		20,432	1,942	18,490		20,432	1,897	18,535		20,432
5,839		6,324	460	5,864		6,324	445	5,879		6,324
5,054		5,433	373	5,060		5,433	361	5,072		5,433
3,040		3,238	184	3,054		3,238	181	3,057		3,238
1,913		2,020	93	1,927		2,020	89	1,931		2,020
2,949		3,085	133	2,952		3,085	122	2,963		3,085
18,795		20,100	1,243	18,857		20,100	1,198	18,902		20,100
104,759	21	112,242	7,293	104,926	23	112,242	6,824	105,393	25	112,242
466,767	55	509,615	42,026	467,531	58	509,615	40,219	469,342	54	509,615

市 名	区 分	石 田 和 外				横 田 正 俊				草
		罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 を と た れ た 投 票 の 数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 を と た れ た 投 票 の 数	計	
福岡市		15,254	211,941		227,195	15,425	211,770		227,195	15,200
久留米市		4,864	59,496		64,360	4,861	59,499		64,360	4,857
北 九 州 市	門司区	5,515	52,315		57,830	5,481	52,349		57,830	5,437
	小倉区	9,531	94,122		103,653	9,384	94,269		103,653	9,240
	若松区	4,988	34,720		39,708	5,020	34,688		39,708	4,872
	八幡区	12,536	109,587	32	122,155	12,557	109,567	31	122,155	12,379
	戸畑区	4,268	36,503		40,771	4,244	36,527		40,771	4,251
大牟田市		13,796	66,866	1	80,663	13,606	67,056	1	80,663	13,352
直方市		2,496	20,433		22,929	2,444	20,485		22,929	2,365
飯塚市		3,263	31,994	2	35,259	3,164	32,093	2	35,259	3,092
田川市		3,906	29,176		33,082	3,893	29,189		33,082	3,826
柳川市		1,059	16,852		17,911	1,056	16,855		17,911	1,025
山田市		851	7,130		7,981	837	7,144		7,981	801
甘木市		1,065	20,551		21,616	1,053	20,563		21,616	1,026
八女市		1,137	15,837		16,974	1,103	15,871		16,974	1,088
筑後市		1,169	14,832		16,001	1,140	14,861		16,001	1,118
大川市		901	20,957		21,858	835	21,023		21,858	836
行橋市		1,885	17,288		19,173	1,878	17,295		19,173	1,824
豊前市		719	15,299		16,018	688	15,330		16,018	684
仲間市		1,587	10,875		12,462	1,541	10,920	1	12,462	1,540
市 計		90,790	886,674	35	977,599	90,210	887,354	35	977,599	88,813
郡 部 計		39,336	470,233	46	509,615	38,474	471,090	51	509,615	37,784
合 計		130,126	1,357,007	81	1,487,214	128,684	1,358,444	86	1,487,214	126,597

鹿 浅之介			五 鬼 上 堅 磐				有 効	無 効	投 票 総 数
罷免を可 としない 投票の数	記載を無 効とされた 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記載を無 効とされた 投票の数	計	投票数	投票数	
211,995		227,195	16,638	210,557		227,195	227,195	12,561	239,756
59,503		64,360	5,077	59,283		64,360	64,360	4,140	68,500
52,393		57,830	5,875	51,955		57,830	57,830	4,021	61,851
94,413		103,653	9,825	93,828		103,653	103,653	8,302	111,955
34,836		39,708	5,091	34,617		39,708	39,708	3,499	43,207
109,753	23	122,755	13,195	108,951	9	122,155	122,155	11,482	133,637
36,520		40,771	4,587	36,184		40,771	40,771	3,322	44,093
67,310	1	80,663	13,502	67,161		80,663	80,663	8,934	89,597
20,564		22,929	2,470	20,459		22,929	22,929	1,993	24,922
32,164	3	35,259	3,238	32,018	3	35,259	35,259	3,607	38,866
29,256		33,082	3,933	29,149		33,082	33,082	3,959	37,041
16,886		17,911	1,094	16,817		17,911	17,911	2,422	20,333
7,180		7,981	857	7,124		7,981	7,981	1,282	9,263
20,590		21,616	1,074	20,542		21,616	21,616	1,242	22,858
15,886		16,974	1,169	15,805		16,974	16,974	1,400	18,374
14,883		16,001	1,195	14,806		16,001	16,001	1,693	17,694
21,022		21,858	908	20,950		21,858	21,858	1,936	23,794
17,349		19,173	1,933	17,240		19,173	19,173	1,733	20,906
15,334		16,018	784	15,234		16,018	16,018	1,207	17,225
10,921		12,462	1,571	10,890	1	12,462	12,462	2,135	14,597
888,758	28	977,599	94,016	883,570	13	977,599	977,599	80,870	1,058,469
471,791	40	509,615	39,346	470,235	34	509,615	509,615	54,900	564,515
1,360,549	68	1,487,214	133,362	1,353,805	47	1,487,214	1,487,214	135,770	1,622,984

その 2

区分 町村名	石 田 和 外				横 田 正 俊				草
	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 を 無 効 と した 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 を 無 効 と した 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数
筑紫野町	1,112	12,194		13,306	1,121	12,185		13,306	1,090
春日町	709	8,477		9,186	724	8,462		9,186	728
太宰府町	573	5,387		5,960	561	5,399		5,960	544
大野町	511	6,007		6,518	503	6,015		6,518	497
那珂川町	169	3,333		3,502	157	3,345		3,502	162
筑紫郡計	3,074	35,398		38,472	3,066	35,406		38,472	3,021
早良郡早良町	135	3,827		3,962	148	3,814		3,962	133
字美町	994	5,146		6,140	985	5,155		6,140	966
篠栗町	658	4,856		5,514	624	4,890		5,514	628
志免町	833	5,498		6,331	818	5,513		6,331	809
須恵町	1,021	4,231		5,252	988	4,263	1	5,252	974
新宮町	302	3,395		3,697	285	3,412		3,697	282
志賀町	302	4,335	1	4,638	308	4,329	1	4,638	298
古賀町	671	7,153		7,824	656	7,168		7,824	685
久山町	172	2,665		2,837	177	2,660		2,837	170
粕屋町	604	4,189		4,793	576	4,217		4,793	569
計 (9)	5,557	41,468	1	47,026	5,417	41,607	2	47,026	5,381
宗像町	641	7,707		8,348	659	7,689		8,348	648
福岡町	465	3,894		4,359	452	3,907		4,359	461
津屋崎町	245	4,287		4,532	234	4,298		4,532	235
玄海町	212	2,910	1	3,123	208	2,915		3,123	200
大島村	10	857		867	13	854		867	8
計 (5)	1,573	19,655	1	21,229	1,566	19,663		21,229	1,552
芦屋町	519	6,219		6,738	496	6,242		6,738	535
水巻町	2,413	9,249		11,662	2,358	9,302	2	11,662	2,358
岡垣村	415	5,295		5,710	390	5,320		5,710	393
遠賀村	302	3,564		3,866	276	3,590		3,866	276
計 (4)	3,649	24,327		27,976	3,520	24,454	2	27,976	3,562
小計 (24)	13,988	124,675	2	138,665	13,717	124,944	4	138,665	13,649

鹿 浅之介			五 鬼 上 堅 磐				有 効 無 効		投 票 総 数
罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 を した 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 を した 投票の数	計	投 票 数	投 票 数	
12,216		13,306	1,164	12,142		13,306	13,306	1,001	14,307
8,458		9,186	806	8,380		9,186	9,186	507	9,093
5,416		5,960	566	5,394		5,760	5,960	461	6,421
6,021		6,518	538	5,980		6,518	6,518	537	7,055
3,340		3,502	166	3,336		3,502	3,502	240	3,742
35,451		38,472	3,240	35,232		38,472	38,472	2,746	41,218
3,829		3,962	140	3,822		3,962	3,962	354	4,316
5,174		6,140	1,007	5,133		6,140	6,140	1,082	7,222
4,886		5,514	637	4,877		5,514	5,514	717	6,231
5,522		6,331	822	5,509		6,331	6,331	762	7,093
4,278		5,252	977	4,274	1	5,252	5,252	563	5,815
3,415		3,697	278	3,419		3,697	3,697	271	3,968
4,339	1	4,638	302	4,335	1	4,638	4,638	452	5,090
7,139		7,824	685	7,139		7,824	7,824	482	8,306
2,667		2,837	184	2,653		2,837	2,837	312	3,149
4,224		4,793	585	4,208		4,793	4,793	567	5,360
41,644	1	47,026	5,477	41,547	2	47,026	47,026	5,208	52,234
7,700		8,348	638	7,710		8,348	8,348	651	8,999
3,898		4,359	474	3,885		4,359	4,359	484	4,843
4,277		4,532	243	4,289		4,532	4,532	349	4,881
2,923		3,123	223	2,899	1	3,123	3,123	329	3,452
857		867	11	856		867	867	7	874
19,677		21,229	1,589	19,639	1	21,229	21,229	1,820	23,049
6,203		6,738	571	6,167		6,738	6,738	491	7,229
9,303	1	11,662	2,349	9,311	2	11,662	11,662	1,520	13,182
5,317		5,710	399	5,311		5,710	5,710	519	6,229
3,590		3,866	287	3,579		3,866	3,866	507	4,373
24,413	1	27,976	3,606	24,368	2	27,976	27,976	3,037	31,013
125,014	2	138,665	14,052	124,608	5	138,665	138,665	13,165	151,830

そ の 2

区分 町村名	石 田 和 外				横 田 正 俊				草
	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 無 効 と し た 票 の 数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 無 効 と し た 票 の 数	計	罷免を可 とする 投票の数
小 竹 町	573	4,958	1	5,532	552	4,979	1	5,532	548
鞍 手 町	723	7,242	1	7,966	725	7,240	1	7,966	723
宮 田 町	1,860	13,551		15,411	1,813	13,598		15,411	1,789
若 宮 町	255	4,831		5,086	252	4,834		5,086	240
計 (4)	3,411	30,582	2	33,995	3,342	30,651	2	33,995	3,300
桂 川 町	550	7,397		7,947	541	7,406		7,947	500
稲 築 町	1,037	10,558		11,595	1,012	10,583		11,595	986
碓 井 町	282	2,587		2,869	264	2,605		2,869	279
嘉 穂 町	306	5,574		5,880	305	5,575		5,880	291
筑 穂 町	398	5,582		5,980	379	5,601		5,980	366
庄 内 町	390	3,501		3,891	386	3,505		3,891	366
穂 波 町	1,195	9,881	3	11,079	1,159	9,918	2	11,079	1,109
額 田 町	323	3,622	1	3,946	316	3,629	1	3,946	315
計 (8)	4,481	48,702	4	53,187	4,362	48,822	3	53,187	4,212
香 春 町	560	6,452	14	7,026	576	6,438	12	7,026	560
添 田 町	696	8,381		9,077	687	8,390	12	9,077	668
金 田 町	290	3,435		3,725	288	3,437		3,725	267
糸 田 町	460	4,327		4,787	458	4,329		4,787	442
川 崎 町	1,141	10,367		11,508	1,065	10,443		11,508	1,014
赤 池 町	668	4,776		5,444	626	4,818		5,444	608
方 城 町	356	3,154		3,510	340	3,170		3,510	335
大 任 町	221	2,913		3,134	206	2,928		3,134	199
赤 村	147	1,944		2,091	155	1,936		2,091	139
計 (9)	4,539	45,749	14	50,302	4,401	45,889	12	50,302	4,232
小 計 (21)	12,431	125,033	20	137,484	12,105	125,362	17	137,484	11,744

鹿 浅 之 介			五 鬼 上 堅 磐				有 効	無 効	投 票 総 数
罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 さ れ た 投 票 の 数	を と た 計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 さ れ た 投 票 の 数	を と た 計	投 票 数	投 票 数	
4,983	1	5,532	572	4,960		5,532	5,532	851	6,383
7,242	1	7,966	757	7,208	1	7,966	7,966	1,340	9,306
13,622		15,411	1,809	13,602		15,411	15,411	2,087	17,498
4,846		5,086	256	4,830		5,086	5,086	320	5,406
30,693	2	33,995	3,394	30,600	1	33,995	33,995	4,598	38,593
7,447		7,947	571	7,376		7,947	7,947	1,154	9,101
10,609		11,595	1,023	10,572		11,595	11,595	1,596	13,191
2,590		2,869	262	2,607		2,869	2,869	527	3,396
5,789		5,880	300	5,580		5,880	5,880	578	6,458
5,614		5,980	380	5,600		5,980	5,980	743	6,723
3,525		3,891	402	3,489		3,891	3,891	424	4,315
9,967	3	11,079	1,121	9,956	2	11,079	11,079	1,278	12,357
3,630	1	3,946	341	3,604	1	3,946	3,946	371	4,317
48,971	4	53,187	4,400	48,784	3	53,187	53,187	6,671	59,858
6,455	11	7,026	600	6,426		7,026	7,026	1,150	8,176
8,409		9,077	695	8,382		9,077	9,077	1,401	10,478
3,458		3,725	282	3,442	1	3,725	3,725	496	4,221
4,345		4,787	464	4,323		4,787	4,787	580	5,367
10,494		11,508	1,032	10,476		11,508	11,508	2,129	13,637
4,836		5,444	606	4,838		5,444	5,444	600	6,044
3,175		3,510	348	3,162		3,510	3,510	821	4,331
2,935		3,134	197	2,935		3,134	3,134	505	3,639
1,952		2,091	152	1,939		2,091	2,091	162	2,253
46,059	11	50,302	4,378	45,923	1	50,302	50,302	7,844	58,146
125,723	17	137,484	12,172	125,307	5	137,484	137,484	17,113	156,597

区分 町村名	石 田 和 外				横 田 正 俊				草
	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 を と し た 票 の 数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 無 効 を と し た 票 の 数	計	罷免を可 とする 投票の数
杷 木 町	198	5,324		5,522	186	5,336		5,522	185
朝 倉 町	156	1,580		1,736	149	1,587		1,736	160
三 輪 町	208	4,141		4,349	212	4,137		4,349	195
夜 須 町	207	3,011	1	3,219	201	3,017	1	3,219	199
宝 珠 山 村	60	1,289		1,349	57	1,292		1,349	63
小 石 原 村	18	929		947	14	933		947	16
計 (6)	847	16,274	1	17,122	819	16,302	1	17,122	818
前 原 町	588	12,513		13,101	582	12,519		13,101	577
二 丈 村	198	4,964		5,162	201	4,961		5,162	207
志 摩 村	227	7,197		7,424	212	7,212		7,424	198
計 (3)	1,013	24,674		25,687	995	24,692		25,687	982
浮 羽 町	426	7,504		7,930	405	7,525		7,930	395
吉 井 町	593	7,720		8,313	586	7,726	1	8,313	548
田 主 丸 町	615	10,544		11,159	594	10,565		11,159	584
計 (3)	1,634	25,768		27,402	1,585	25,816	1	27,402	1,527
北 野 町	304	4,867	—	5,171	295	4,876		5,171	289
小 郡 町	640	10,208	1	10,849	608	10,240	1	10,849	627
大 刀 洗 町	285	5,428		5,713	292	5,421		5,713	287
善 導 寺 町	161	2,418		2,579	160	2,419		2,579	152
計 (4)	1,390	22,921	1	24,312	1,355	22,956	1	24,312	1,355
城 島 町	305	6,215	1	6,521	307	6,213	1	6,521	294
筑 邦 町	497	7,915	1	8,413	482	7,931		8,413	490
大 木 町	324	5,915		6,239	331	5,908		6,239	322
三 瀨 町	262	5,266		5,528	251	5,277		5,528	242
計 (4)	1,388	25,311	2	26,701	1,371	25,329	1	26,701	1,348
小 計 (20)	6,272	114,948	4	121,224	6,125	115,095	4	121,224	6,030

鹿 嶋 之 介			五 鬼 上 堅 磐			有 効 無 効		投 票 総 数	
罷免を可 としない 投票の数	記 無 効 無 さ され た 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 無 効 無 さ され た 投票の数	計	投 票 数		投 票 数
5,337		5,522	204	5,318		5,522	5,522	469	5,991
1,576		1,736	155	1,581		1,736	1,736	195	1,931
4,154		4,349	209	4,140		4,349	4,349	242	4,591
3,019	1	3,219	226	2,992	1	3,219	3,219	284	3,503
1,286		1,349	64	1,285		1,349	1,349	171	1,520
931		947	20	927		947	947	25	972
16,303	1	17,122	878	16,243	1	17,122	17,122	1,386	18,508
12,524		13,101	632	12,469		13,101	13,101	783	13,884
4,955		5,162	212	4,950		5,162	5,162	309	5,471
7,226		7,424	211	7,213		7,424	7,424	649	8,073
24,705		25,687	1,055	24,632		25,687	25,687	1,741	27,428
7,535		7,930	404	7,526		7,930	7,930	1,070	9,000
7,764	1	8,313	614	7,698	1	8,313	8,313	745	9,058
10,575		11,159	599	10,560		11,159	11,159	1,133	12,292
25,874	1	27,402	1,617	25,784	1	27,402	27,402	2,948	30,350
4,882		5,171	315	4,856		5,171	5,171	495	5,666
10,221	1	10,849	675	10,173	1	10,849	10,849	877	11,726
5,426		5,713	329	5,384		5,713	5,713	331	6,044
2,427		2,577	162	2,417		2,577	2,577	222	2,801
22,956	1	24,312	1,481	22,830	1	24,312	24,312	1,925	26,237
6,226	1	6,521	319	6,200	2	6,521	6,521	618	7,139
7,923		8,413	487	7,926		8,413	8,413	942	9,355
5,917		6,239	334	5,905		6,239	6,239	594	6,833
5,286		5,528	253	5,275		5,528	5,528	452	5,980
25,352	1	26,701	1,393	25,306	2	26,701	26,701	2,606	29,307
115,190	4	121,224	6,424	114,795	5	121,224	121,224	10,606	131,830

区分 町村名	石 田 和 外				横 田 正 俊				草
	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 を 無 効 と され た 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記 載 を 無 効 と され た 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数
黒 木 町	274	9,340		9,723	347	9,376		9,723	361
上 陽 町	114	2,741		2,855	121	2,733	1	2,855	119
立 花 町	308	6,988	1	7,297	288	7,004	5	7,297	303
広 川 町	365	6,231		6,596	349	6,247		6,596	330
星 野 村	84	2,488		2,572	73	2,498	1	2,572	75
矢 部 村	41	2,118		2,159	41	2,118		2,159	38
計 (6)	1,286	29,915	1	31,202	1,219	29,976	7	31,202	1,226
瀬 高 町	781	12,112		12,893	790	12,103		12,893	758
大 和 町	464	7,444		7,908	435	7,473		7,908	428
三 橋 町	456	7,083		7,539	450	7,089		7,539	449
山 川 村	147	3,186	15	3,348	135	3,197	16	3,348	131
小 計	1,848	29,825	15	31,688	1,810	29,862	16	31,688	1,766
三池郡高田町	551	8,265	4	8,820	532	8,285	3	8,820	488
苅 田 町	1,157	8,653		9,810	1,154	8,656		9,810	1,129
犀 川 町	288	4,729		5,017	289	4,728		5,017	280
勝 山 町	161	2,502		2,663	151	2,512		2,663	143
豊 津 町	215	2,727		2,942	212	2,730		2,942	199
計 (4)	1,821	18,611		20,432	1,806	18,626		20,432	1,751
椎 田 町	420	5,904		6,324	431	5,893		6,324	426
築 城 町	354	5,079		5,433	366	5,067		5,433	354
吉 富 町	168	3,070		3,238	159	3,079		3,238	153
新 吉 富 村	75	1,945		2,020	88	1,932		2,020	89
大 平 村	122	2,963		3,085	116	2,969		3,085	108
計 (5)	1,139	18,961		20,100	1,160	18,940		20,100	1,130
小 計 (20)	6,645	105,577	20	112,242	6,527	105,689	26	112,242	6,361
町村合計(88)	39,336	470,233	46	509,615	38,474	471,090	51	509,615	37,784

鹿 浅之介			五 鬼 上 堅 磐				有 効	無 効	投票総数
罷免を可 としない 投票の数	記載を 無効と した 投票の数	計	罷免を可 とする 投票の数	罷免を可 としない 投票の数	記載を 無効と した 投票の数	計	投票数	投票数	
9,362		9,723	405	9,318		9,723	9,723	786	10,509
2,736		2,855	122	2,733		2,855	2,855	351	3,206
6,990	4	7,297	325	6,968	4	7,297	7,297	788	8,085
6,266		6,596	361	6,235		6,596	6,596	831	7,427
2,497		2,572	89	2,483		2,572	2,572	319	2,891
2,121		2,159	35	2,124		2,159	2,159	182	2,341
29,972	4	31,202	1,337	29,861	4	31,202	31,202	3,257	34,459
12,135		12,893	780	12,113		12,893	12,893	1,515	14,408
7,480		7,908	473	7,435		7,908	7,908	1,206	9,114
7,090		7,539	463	7,076		7,539	7,539	697	8,236
3,206	11	3,348	139	3,197	12	3,348	3,348	235	3,583
29,911	11	31,688	1,855	29,821	12	31,688	31,688	3,653	35,341
8,330	2	8,820	504	8,313	3	8,820	8,820	1,147	9,967
8,681		9,810	1,164	8,646		9,810	9,810	1,050	10,860
4,737		5,017	288	4,729		5,017	5,017	635	5,652
2,520		2,663	143	2,520		2,663	2,663	292	2,955
2,743		2,942	201	2,741		2,942	2,942	309	3,251
18,681		20,432	1,796	18,636		20,432	20,432	2,286	22,718
5,898		6,324	454	5,870		6,324	6,324	457	6,781
5,079		5,433	382	5,051		5,433	5,433	519	5,952
3,085		3,238	163	3,075		3,238	3,238	287	3,525
1,931		2,020	82	1,938		2,020	2,020	187	2,207
2,977		3,085	125	2,960		3,085	3,085	223	3,308
18,970		20,100	1,206	18,894		20,100	20,100	1,673	21,773
105,864	17	112,242	6,698	105,525	19	112,242	112,242	12,016	124,258
471,791	40	509,615	39,346	470,235	34	509,615	509,615	54,900	564,515

そ の 3

区 分 市 名	左の2項が適用された の22項又は10項も うち又は10項の 法令のうけの 法が令のうけの	投 票 人 総 数	持 帰 り	不 受 理	備 考
福岡市		243,951	4,195		
久留米市		69,647	1,145	2	
北九州 市	門司区	62,368	517		
	小倉区	112,838	883		
	若松区	43,349	142		
	八幡区	45 133,773	136		
	戸畑区	1 44,553	460		
大牟田市	1	89,938	341		
直方市		25,165	242	1	
飯塚市	16	39,089	220	3	
田川市	1	37,198	157		
柳川市		20,441	108		
山田市		9,316	53		
甘木市		23,065	207		
八女市		18,414	40		
筑後市	1	17,812	118		
大川市		23,909	115		
行橋市		20,934	28		
豊前市		17,226		1	
中間市	2	14,635	38		
市 計	67	1,067,621	9,145	7	
郡 部 計	93	566,157	1,636	6	
合 計	160	1,633,778	10,781	13	

区分 町村名	左のうち法 22条才 1項又は令 才10条の 適用をうけ たもの	投票人 総 数	備 考
筑紫野町	1	14,398	91 持帰り
春日町		9,693	
太宰府町	1	6,442	21 "
大野町		7,092	37 "
那珂川町		3,742	
筑紫郡計	1	41,367	19 "
早良郡早良町		4,329	13 "
宇美町		7,222	
篠栗町		6,231	
志免町		7,114	21 "
須恵町	1	5,859	44 "
新宮町		3,980	12 "
志賀町	1	5,112	22 "
古賀町		8,347	41 "
久山町		3,149	
粕屋町		5,398	38 "
計 (9)	2	52,412	178 "
宗像町		9,068	69 "
福岡町		4,849	6 "
津屋崎町		4,897	16 "
玄海町	1	3,457	5 "
大島村		874	
計 (5)	1	23,145	96 "
芦屋町		7,284	5 不受理 50 持帰り
水巻町	3	13,182	
岡垣村	0	6,245	16 持帰り
遠賀村	0	4,373	
計 (4)	3	31,084	5 不受理 66 持帰り
小計 (24)	7	152,337	5 不受理 502 持帰り

その 3

区分 町村名	左のうち法 が22条が 2項又は令 が10条の 適用をうけ たもの	投票人 総 人	備 考
小竹町	1	6,407	24 持帰り
鞍手町	1	9,318	12 "
宮田町	1	17,498	
若宮町	1	5,406	
計 (4)	4	38,629	36 "
桂川町		9,113	12 "
稲築町		13,193	2 "
碓井町		3,398	2 "
嘉穂町		6,495	37 "
筑穂町		6,747	24 "
庄内町		4,336	21 "
穂波町	3	12,429	72 "
颯田町	1	4,325	8 "
計 (8)	4	60,036	178 "
香春町	23	8,182	6 "
添田町		10,478	
金田町	1	4,254	33 "
糸田町		5,393	26 "
川崎町	1	13,677	40 "
赤池町		6,085	41 "
方城町		4,331	
大任町		3,639	
赤村		2,266	13 "
計 (9)	25	58,305	159 "
小計 (21)	33	156,970	373 "

区分 町村名	左の2項が適用 の2項又は1項 うち2条は令の 法令のうけも 投票人 総数	投票人 総数	備考
杷木町		5,991	
朝倉町		1,931	
三輪町		4,604	13 持 帰 り
夜須町	1	3,549	46 "
宝珠山村		1,524	4 "
小石原村		972	
計 (6)	1	18,571	63 "
前原町		13,884	
二丈村	1	5,506	35 "
志摩村		8,073	
計 (3)	1	27,463	35 "
浮羽町		9,005	5 "
吉井町	1	9,122	64 "
田主丸町		12,318	26 "
計 (3)	1	30,445	95 "
北野町		5,666	
小郡町		11,838	112 "
大刀洗町		6,061	17 "
善導寺町		2,801	
計 (4)		26,366	129 "
城島町	2	7,192	53 "
筑邦町		9,358	3 "
大木町		6,867	34 "
三瀬町		6,005	25 "
計 (4)	2	29,422	115 "
小計(20)	5	132,267	437 "

そ の 3

区分 町村名	左の 2項 が10 適用 する	うち 2条 又は 10条 の をう ける	法 令 の う け の	投 票 人 総 数	備 考
黒 木 町				10,509	
上 陽 町				3,212	6 持 帰 り
立 花 町	19			8,085	
広 川 町				7,427	
星 野 村				2,901	10 "
矢 部 村				2,344	3 "
計 (6)	19			34,478	19 "
瀬 高 町				14,459	51 "
大 和 町				9,114	
三 橋 町				8,304	68 "
山 川 村	25			3,587	4 "
小 計	25			35,464	123 "
三池郡高田町	4			9,986	19 "
苅 田 町				10,892	32 "
犀 川 町				5,652	
勝 山 町				2,957	2 "
豊 津 町				3,260	9 "
計 (4)				22,761	43 "
椎 田 町	—			6,812	30 持帰り 1 不受理
築 城 町	—			6,015	63 持 帰 り
吉 富 町	—			3,532	7 "
新 吉 富 村	—			2,207	
大 平 村	—			3,328	20 "
計 (5)	—			21,894	120 持帰り 1 不受理
小 計 (20)	48			124,583	324 持 帰 り
町村合計(88)	93			566,157	1,636 持帰り 6 不受理

6 最高裁判所裁判官国民審査無効投票調

福岡県

区 分 市 郡 名	票					投			票		合 計
	正規の用 紙を用い ないもの	×記号以外 の事項を記 載したもの	すべての裁 判官につい て記載を無 効とされたもの	計	正規の用 紙を用い ないもの	他事記載	氏名以外 の事項の み記載	自書しな いもの	何人を書 載したか 確認し難 いもの	計	
福岡	11	11,697	850	12,558		1			2	3	12,561
久留米		4,133	7	4,140							4,140
北門司区		4,018		4,018		2			1	3	4,021
九小倉区		8,292	9	8,301		1				1	8,302
州若松区		3,499		3,499							3,499
市八幡区	5	11,463	9	11,477			4		1	5	11,482
戸畑区		3,310	12	3,322							3,322
大牟田		8,934		8,934							8,934
直方		1,972	21	1,993							1,993
飯塚	1	3,556	49	3,606		1				1	3,607
田川		3,954	5	3,959							3,959
柳川		2,422		2,422							2,422
山田	5	1,277		1,282							1,282
甘木	1	1,226	15	1,242							1,242
八女		1,400		1,400							1,400
筑後川		1,684	9	1,693							1,693
大川		1,931	5	1,936							1,936
行橋		1,725	8	1,733							1,733

豊中	前問	1,207	1,207									1,207
市	計	2,135	2,135	999	80,857	5	4	4	4	13	80,870	2,135
筑	紫	2,724	2,746	20	2,746							2,746
早	良	354	354		354							354
粕	屋	5,176	5,208	32	5,208							5,208
宗	像	1,814	1,820	4	1,820							1,820
遠	賀	3,034	3,036	2	3,036	1				1		3,037
鞍	手	4,526	4,598	71	4,598							4,598
嘉	穂	6,576	6,671	95	6,671							6,671
朝	倉	1,386	1,386		1,386							1,386
糸	島	1,740	1,741	1	1,741							1,741
浮	羽	2,941	2,948	7	2,948							2,948
三	井	1,897	1,925	25	1,925							1,925
三	階	2,603	2,606	1	2,606							2,606
八	女	3,247	3,257	10	3,257							3,257
山	門	3,624	3,652	24	3,652					1		3,653
三	池	1,138	1,147	9	1,147							1,147
田	川	7,806	7,844	38	7,844							7,844
京	都	1,973	2,286	313	2,286							2,286
築	上	1,665	1,673	8	1,673							1,673
郡	計	54,224	54,898	660	54,898	1	1	4	5	2	54,900	54,900
県	計	134,059	135,755	1,659	135,755	6	4	4	5	15	135,770	135,770

(18)

5. 点字投票に関する調

総 数	内		訳	
	有	効	無	効
404	389		15	

6. 代理投票に関する調

総 数	投票当日投票所における代理投票			不在者投票管理者のもとにおける代理投票		
	身体 の故障	文 盲	計	身体 の故障	文 盲	計
5,895	719	5,169	5,888	1	6	7

7. 不在者投票の受理・不受理に関する調

投票管理者において受理と決定し、 かつ拒否の決定をなかつたもの	投票管理者において不受理または拒否と決定したもの		合 計
	開票 受理と決定したもの	開票 受理と決定したもの	
28,116	139	17	28,272

8. 罷免を可とする投票数・可としない投票数等に関する調

裁 判 官 氏 名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数	計
入 江 俊 郎	1 4 8,6 5 4	1, 3 3 8,4 7 8	8 2	1, 4 8 7,2 1 4
斎 藤 朔 郎	1 4 4,2 5 0	1, 3 4 2,8 7 2	9 2	1, 4 8 7,2 1 4
長 部 謹 吾	1 3 9,6 2 5	1, 3 4 7,4 8 0	1 0 9	1, 4 8 7,2 1 4
山 田 作 之 助	1 3 6,9 5 9	1, 3 5 0,1 4 4	1 1 1	1, 4 8 7,2 1 4
城 戸 芳 彦	1 3 2,6 5 6	1, 3 5 4,4 6 1	9 7	1, 4 8 7,2 1 4
石 田 和 外	1 3 0,1 2 6	1, 3 5 7,0 0 7	8 1	1, 4 8 7,2 1 4
横 田 正 俊	1 2 8,6 8 4	1, 3 5 8,4 4 4	8 6	1, 4 8 7,2 1 4
草 鹿 浅 之 介	1 2 6,5 9 7	1, 3 6 0,5 4 9	6 8	1, 4 8 7,2 1 4
五 鬼 上 堅 磐	1 3 3,3 6 2	1, 3 5 3,8 0 5	4 7	1, 4 8 7,2 1 4